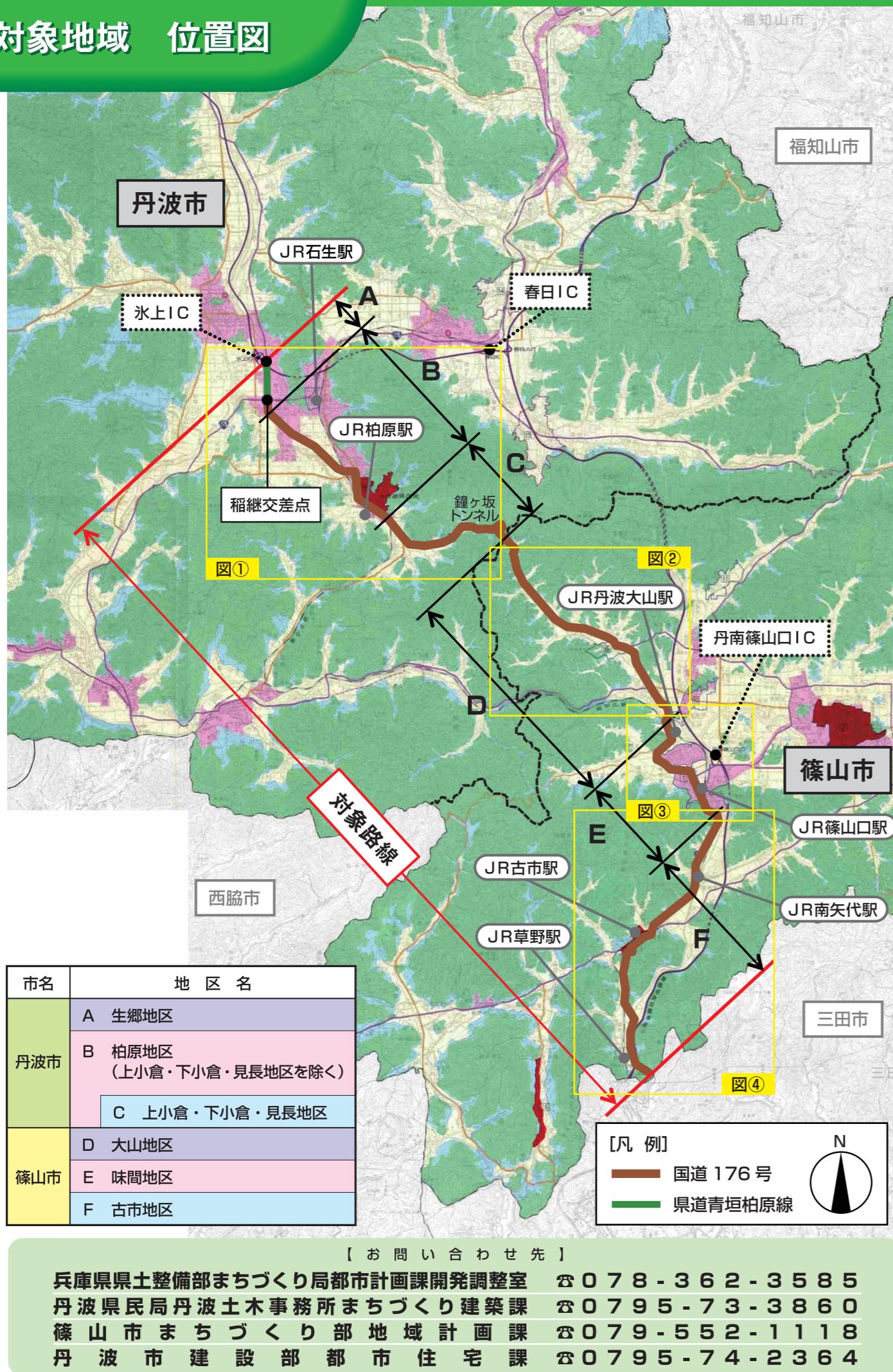


対象地域 位置図



丹波地域 広域沿道土地利用計画

平成23年度 兵庫県

自然・田園景観と調和した魅力あるまちづくりを進めましょう！

丹波地域の幹線沿道では
県下でも優れた自然や田園景観を見る事ができます。
ところが、現在のまちづくりのルールだけでは
良好な農地などに地域が望まない建物が建てられるなど
美しい景観が失われていくおそれがあります。
このため兵庫県では関係市と共同で、
国道176号沿いの地域を対象に
自然豊かな田園景観と良好な住環境を守るための計画を
皆さんのご意見をお聞きしながら策定しました。

目的

幹線道路の沿道において建築物等の無秩序な立地を抑制しつつ、日常生活に必要な施設等を集落、市街地等への誘導を図るなど、沿道地域の適正な土地利用の誘導を行うことにより、自然豊かな田園景観と良好な住環境を保全する。

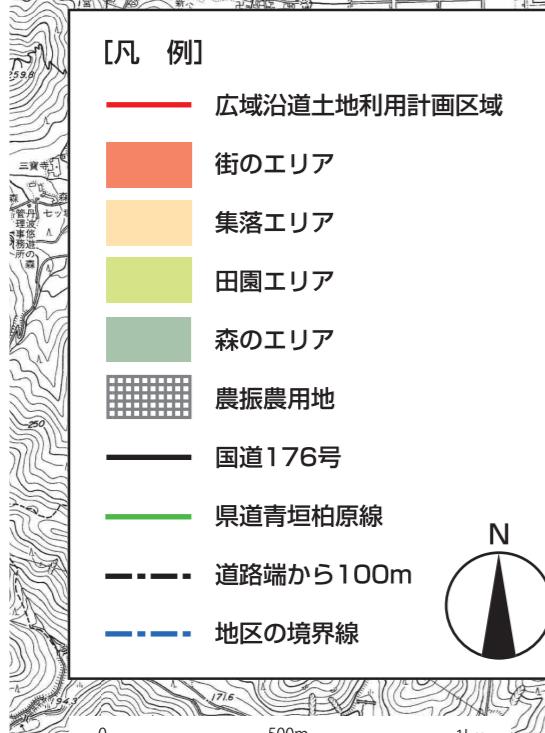
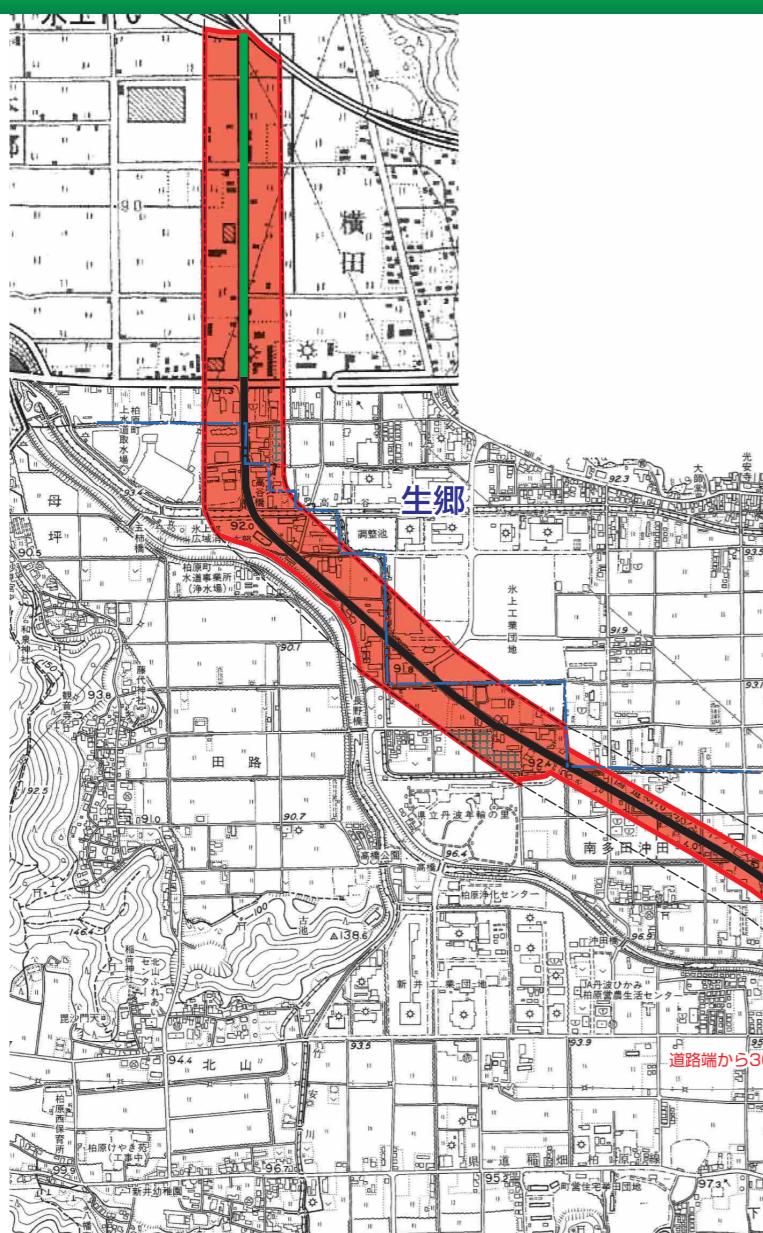
計画区域

※国道176号の『篠山市南端～丹波市稻継交差点まで』の区間及び県道青垣柏原線『稻継交差点～氷上IC』の区間の道路端から概ね100mの範囲内。(8ページ 位置図参照)

広域沿道土地利用方針(篠山市・丹波市)

区域区分	概要	土地利用の方針	誘導する建築物等	建築物の修景や緑化の方針
森のエリア	山裾にまとまりのある現況森林が位置し、比較的に傾斜が緩やかな区域	森林の適切な保全・整備を図る。	原則として、自己居住用の住宅、農林業用施設以外の建築物の立地を抑制する。	「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の地域環境形成基準に基づき、建築物の修景・緑化を図る。
田園エリア	農業的土地区域を主体とし、一体となった集落を含む区域のうち、主に農地が占める区域	農地の多面的な機能を発揮させるため、優良な集団農地等を保全し、農業生産性の維持を図る。		
集落エリア	農業的土地区域を主体とし、一体となった集落を含む区域のうち、既存集落を含む区域	既存集落と一体となった住宅、生活道路、生活施設等の整備を進めるとともに、既存樹林地、樹木等の保全を図る。	良好な住宅、生活利便施設等の立地を誘導する。	
街のエリア	中心となっている既成市街地、住宅団地、工業団地の区域	公共公益施設の充実、商工業業務施設等サービス施設を整備するとともに、緑地・オープンスペースの確保を図る。	公共公益施設、商工業業務施設などのサービス施設、良好な住宅及び住宅地等の立地を誘導する。	
歴史的な町のエリア	歴史的な町割り、町並み、建築物等が位置している一定まとまりのある既成市街地の区域	歴史的な町割り、町並みを保全するとともに、既存の樹林・樹木、歴史的・文化的な資源を保全してまちづくりへの活用を図る。	歴史的町並みに調和する施設等の立地を誘導する。	

丹波市 生郷、柏原、上小倉・下小倉・見長地区(図①)



市名	地区名	項目 区域区分 [自治会]	広域沿道土地利用計画区域			
			森のエリア	田園エリア	集落エリア	街のエリア
丹波市	生郷地区	建築物等の位置・高さ・意匠・色彩				自治会等と事前に協議し、幹線道路から眺望できる景観等に調和するものとすること。また、必要に応じ、景観ルールを定めることとする。
		敷地等の緑化※1				主要道路の沿道に面する部分には、適切な緑化修景に努めること。
	柏原地区	建築物等の位置・高さ・意匠・色彩				自治会等と事前に協議し、幹線道路から眺望できる景観等に調和するものとすること。また、必要に応じ、景観ルールを定めることとする。
		敷地等の緑化※1				主要道路の沿道に面する部分には、適切な緑化修景に努めること。
上小倉・下小倉・見長地区	建築物等	用途※2 ※3	次に掲げる用途に供する建築物は建築することができる。 (1)自己居住用の戸建住宅 (2)農林業用施設 (3)地域活性化に資する建築物で、自治会等と事前に協議し、市長が認めるもの (4)その他公益上必要な建築物で、市長が認めるもの	次に掲げる用途に供する建築物は建築することができる。 (1)自己居住用の戸建住宅 (2)農業用施設 (3)日常生活上必要な施設および地域活性化に資する建築物で、自治会等と事前に協議し、市長が認めるもの (4)その他公益上必要な建築物で、市長が認めるもの	次に掲げる用途に供する建築物は建築することができる。 (1)戸建住宅 (2)農業用施設 (3)日常生活上必要な施設および地域活性化に資する建築物で、自治会等と事前に協議し、市長が認めるもの (4)その他公益上必要な建築物で、市長が認めるもの	
		位置・高さ 意匠・色彩	自治会等と事前に協議し、幹線道路から眺望できる景観等に調和するものとすること。また、必要に応じ、各エリアに景観ルールを定めることとする。			
		敷地等の緑化 ※1	まとまった現況森林等を保全しつつ、主要道路の沿道に面する部分には、景観の形成に有効な樹木・緑地が配置されること。	主要道路の沿道に面する部分には、景観の形成に有効な樹木・緑地が配置されること。		

※1: 敷地等の緑化については、緑条例に定められたガイドラインに準じています。
 ※2: 森林・農地については、森林法・農地法・農振法の許可等を受けないと転用できません。
 ※3: 既存の建築物にはこのルールは適用されません。

